

## 平成21年第3回片品村議会臨時会会議録第1号

### 議事日程 第1号

平成21年3月19日(木曜日)午前11時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第44号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第45号 指定管理者の指定について
- 日程第 5 議案第46号 平成20年度片品村一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第 6 議案第47号 平成20年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第 7 字句等の整理委任について

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第44号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第45号 指定管理者の指定について
- 日程第 5 議案第46号 平成20年度片品村一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第 6 議案第47号 平成20年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第 7 字句等の整理委任について

会議録1号用紙

片品村議会会議録				第 1 日
平成 2 1 年 3 月 1 9 日				
出席議員 1 4 名		欠席議員	名	欠員 名
第 1 番	戸 丸 廣 安			( 出 席 )
第 2 番	星 野 千 里			( 出 席 )
第 3 番	飯 塚 美 明			( 出 席 )
第 4 番	萩 原 日 郎			( 出 席 )
第 5 番	笠 原 耕 作			( 出 席 )
第 6 番	大 竹 文 夫			( 出 席 )
第 7 番	星 野 侃 三			( 出 席 )
第 8 番	高 橋 正 治			( 出 席 )
第 9 番	萩 原 一 志			( 出 席 )
第 1 0 番	吉 野 勲			( 出 席 )
第 1 1 番	星 野 育 雄			( 出 席 )
第 1 2 番	星 長 命			( 出 席 )
第 1 3 番	入 澤 登 喜 夫			( 出 席 )
第 1 4 番	星 野 完 治			( 出 席 )

説明のために出席した者の職氏名

---

村 長	千 明 金 造
副 村 長	萩 原 重 夫
教 育 長	飯 塚 欣 彦
総 務 課 長	星 野 準 一
住 民 課 長	桑 原 正 典
保 健 福 祉 課 長	桑 原 和 一
農 林 建 設 課 長	桑 原 健 一 郎
むらづくり観光課長	桑 原 護
教 育 次 長	田 村 利 夫
会 計 管 理 者	星 野 純 一

事務局職員出席者

---

事 務 局 長	萩 原 正 信
主 査	星 野 照 子

議長（萩原日郎君） 平成21年第3回片品村議会臨時会の開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、公私ともにご多忙のところ、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

3月定例会に引き続きとなりますが、それぞれの立場で諸般の議員活動を展開され、村政推進にご尽力をいただいておりますことに対して、重ねて御礼を申し上げます。

今年の気象状況について、気象庁から発表がありましたが、戦後2番目となる暖冬であるとのことで、村内各スキー場の営業が危ぶまれたところでありますが、何とか3月末まで各スキー場の営業が続けられそうであり、安堵しているところであります。

また、入込みについても昨年並以上になることを願いたいものであります。

さて、本臨時会に提出されます議案は、条例の一部改正、指定管理者の指定、平成20年度一般会計補正予算及び簡易水道特別会計補正予算の4件であります。どうか十分な審議の上、適切なる結論に達しますようお願いを申し上げます、開会に当たってのあいさつといたします。

議長（萩原日郎君） 引き続き、村長より、招集のあいさつがあります。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成21年第3回片品村議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位には、ご多忙の中、ご出席をいただきありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

片品中学校や尾瀬高校の卒業式も済み、3月も残り十日余りとなりました。年度も20から21年度へ、季節も冬から春へと移り変わろうとしているわけですが、昨年9月から始まった経済情勢の急激な悪化は、相変わらず続き混迷の度を深めています。

有効求人倍率や鉱工業生産指数を始めとする、各種指数も軒並み悪化をしています。政府の打ち出す各種の経済政策が、その実効性を発揮し、一日も早い回復を期待するものであります。

さて、本臨時会でお願いする案件ですが、条例の一部改正、指定管理者の指定及び平成20年度一般会計並びに簡易水道特別会計補正予算の4件であります。各案件とも、その都度説明を申し上げますので、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いを申し上げて、招集のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（萩原日郎君） ただいまから、平成21年第3回片品村議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

午前11時25分 開会

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（萩原日郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、11番 星野育雄君及び12番 星 長命君を指名します。

## 日程第2 会期の決定の件

議長（萩原日郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日限りに決定しました。

## 日程第3 議案第44号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について

議長（萩原日郎君） 日程第3、議案第44号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について、を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第44号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

人事院による職員の勤務時間の改定に関する勧告を受け、片品村職員の勤務時間、休暇等に関係する3条例の一部を一括して改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（萩原日郎君） なお、詳細な説明を求めます。

総務課長 星野準一君。

総務課長（星野準一君）  
（詳細説明）

議長（萩原日郎君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑は、ありませんか。  
（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） これで討論を終わります。  
これから、議案第44号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について、を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第44号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

#### **日程第4 議案第45号 指定管理者の指定について**

議長（萩原日郎君） 日程第4、議案第45号 指定管理者の指定について、を議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
村長 千明金造君。  
（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。  
議案第45号 指定管理者の指定について、提案の説明を申し上げます。

片品村営尾瀬ロッジにつきまして、指定管理者制度の適用により、指定管理者のお願いをするものであります。

尾瀬ロッジの指定管理者の導入につきましては、議員各位をはじめ関係者より、ご指導ご提案をいただきましたので、反省も含めこれらについて十分熟慮いたしました。

特に、議員各位よりご指導いただきました、指定管理者選定委員への民間人起用については、今後、議会の皆様のご意見をお聞きしながら対応していきたいと考えております。

提案に当たりまして、今回は、選定委員会の答申を尊重し、これを行ったわけではありますが、今回これに併せて、候補者であるアリス工業株式会社の考え方等についても、直接拝聴いたしまして、指定管理者の指定をお願いするものでございます。

期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日の3年間でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原日郎君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

7番（星野侃三君） はい、議長。

議長（萩原日郎君） 7番 星野侃三君。

7番（星野侃三君） はい、7番。

尾瀬ロッジを指定管理者にすることになるわけですがけれども、許可とか、保健所の許可ですね。そういうものは、新たに取らなければならないのでしょうか。

許可ですね。宿屋許可ですがけれども。

議長（萩原日郎君） むらづくり観光課長 桑原 護君。

むらづくり観光課長（桑原 護君） ただいまの質問ですがけれども、尾瀬ロッジの営業に必要な資格ですが、食品衛生責任者、防火管理者それから危険物の取扱責任者の資格が必要となりますけれども、これらをクリアすれば営業は大丈夫です。

議長（萩原日郎君） 次に、8番 高橋正治君。

8番（高橋正治君） はい、8番。

指定の必要性、指定の基準、選定の基準及び経過等について、村長に質問いたします。

片品村の指定管理者制度を活用の考え方としましては、依然として厳しい財政事情が続く中、多様化する住民ニーズにより、効率的でより効果的な行政運営が必要であることから、現在直営で管理している尾瀬ロッジの施設について、民間の能力を活用し、すなわち

指定管理者制度の導入を図り、行政のスリム化に努めることが大きな目的であると、私は理解をしております。

また、尾瀬ロッジの経営及び民間活力の導入は、村として早くから大きな課題であり、平成18年策定の片品村行政改革大綱並びに行財政問題懇談会からも民間譲渡を踏まえて、この制度を早急、なおかつ強力で推進するよう貴重な提言をいただいていると聞いております。このような経緯のもとに指定管理者制度導入の必要があり、この度の提案となったのかお伺いをします。

続いて、選定の基準及び経過等について、質問いたします。

指定管理者については、事業者の選定に最も注視し、選定基準に基づき指定管理者の公募を行い、最適な管理者を選定したと説明を受けていますが、これに変わりはありませんか。

なお、選定については、庁内全課長が選定委員となり、副村長を委員長に定め選定委員会を発足し、計3回の委員会を開催し、慎重に選定し、その結果を村長に報告したものであり、村長はその答申を最も尊重し、当該施設の運営及び目的が効果的、かつ、効力的に達成でき、なおかつ管理運営を安定して行う業務遂行能力が最も適しているため、アリス工業株式会社を指定管理者に指定すると考えておりますが、この考えと村との考えに相違すなわち差違がありましたら説明をいただきたいと思っております。

以上、2件について、よろしくお答えをお願いいたします。

議長（萩原日郎君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

ただいまの高橋議員の質問に答えさせていただきます。

この尾瀬ロッジの関係につきましては、高橋議員の今説明されたとおりであります。

片品村行財政問題審議会におきましては、平成17年8月に答申が出されております。これによりますと尾瀬ロッジにつきましては、民間活力の導入あるいはまた売却も含めて検討すべきであるという答申をいただいております。

そうしたことから、早くからこの尾瀬ロッジにつきましては、売却の検討を進めてまいりました。当然のことながら、地主の東京電力さんの許可が必要でありまして、東京電力さんによれば、この尾瀬ロッジについては、民間に売却をされては困る。売却をするのであれば自治体あるいは大学なら売却の話に相談にのらせていただきますと。

そうしたことで進めてまいりましたが、なかなか自治体あるいは大学におきまして、厳しい経済状況の中で、売却までには至りませんでした。

そうしたことから議員の皆さんに相談をさせていただき、最善の方法として指定管理者制度の導入を決めさせていただいたわけでありまして。

先ほどの高橋議員の説明のとおり、この関係につきましては、選定についても厳正そして慎重に執り行っておりますし、全く高橋議員の申し上げたとおりであります。



そして、この関係につきましても、提案の時にも説明をさせていただきましたが、候補者でありますアリス工業とも直接話し合いをさせていただく中で、全協でも説明をさせていただきましたが、安心してお願いできる場所であるとそう確信したわけで、ここに再提案をすることを、是非ご理解をさせていただきたいと思います。

よろしくお願いたします。

議長（萩原日郎君） 次に、6番 大竹文夫君。

6番（大竹文夫君） はい、6番。

十数日余りの再提案ということで、村長のただいまの答弁あるいは全協でのお話を聞いて、村長としての決意というものは、私自身も重く受けとめたいというふうに、前向きに評価したいというふうに思います。

依然として意見の食い違いはございますが、やはりもう一度の提案ということで、村民に対してやっぱり分かりやすい説明が、必要だろうと依然として思います。

その点で、私は今回の公募に限れば、この方が最適ではないかという私の気持ちはありますが、とりわけ先ほどもちょっと出ましたが、地元地区や尾瀬山小屋組合の皆さんとの関係について、村長、この間どのように考えて、またこの指定管理者の指定に当たってのあれにどのように関係したのかということについて、もし具体的にお答えをできたらお願いしたいんですが。

よろしくお願いたします。

議長（萩原日郎君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

ただいまの大竹議員の質問に答えさせていただきます。

先ほども全協の時に申し上げさせていただきましたが、アリス工業さんと直接話をする中で、戸倉スキー場とは全面的な提携を組んで、そして営業をしていく。更には質問の中に出ておりました尾瀬林業の支社長さんとは、話をした中で、その関係についても十分理解をさせていただいております。

そうしたことから、必ずや良い方向になると確信をしておりますので、ご理解のほどよろしくお願したいと思います。

議長（萩原日郎君） ほかに質疑は、ありませんか。

10番（吉野 勲君） はい、議長。

議長（萩原日郎君） 10番 吉野 勲君。

10番(吉野 勲君) はい、10番。

若干、重複する点もあろうかと思いますが、お許しを願いたいと思います。

極めて厳しい経済状況の中で、地方自治体を取り巻く環境というのは、大変厳しいものがあると思います。片品村においても、例外は許されておりません。

そういう中でも村の観光事業に関しては、より効率化とか合理化を進めることは、もう至上の命題と考えております。すべての村民の人たちの総意でありますし、関係者すべての責務であると考えております。

そういう中で、かねてよりの村長のお考えの中で、村の直営施設の指定管理者への移行あるいは役場職員の削減、そしてまた村が抱える単独事業等を国や県にお任せするという施策をとってきていただいております。

そういう中で、数年前は大変厳しかった財政状況が、非常に好転してきたということで、そういう点に関しては、一村民としても非常に感謝をしたいと考えております。

ただ、同時に一部では、例えば区の要望事項の実現に向けて、なかなか厳しい状況が続いておりまして、そういう意味では、村民に大変な負担や忍耐とかそういうものを求めているそのような状況も続いていることも事実でございます。

より良い行政サービスの実現に向けて、安心して暮らしやすい小さくても輝く村づくりをすることが、そういうことが行政サイドとしても最も基本的な根幹であると考えております。

行政の効率化とか合理化を進める上で、一見矛盾するこの命題に対しての答は、大変難しいと思いますけれども、そのバランスのとれた両立を進めていくことこそ、今の村のリーダーに求められているんだろうと考えております。

その辺につきましてですね、村長のこれからの基本的な行政の取組方についてお伺いしたいと思います。質問いたします。

議長(萩原日郎君) 指定管理者についての質問と受けとめてよろしいですか。

10番(吉野 勲君) はい。

議長(萩原日郎君) 村長 千明金造君。

村長(千明金造君) はい、村長。

吉野 勲議員のご質問に答えさせていただきます。

ご存じのように国におきましては、特に小泉政権の時に地方切り捨てといいますが、交付税の削減が始まったわけでありまして。

そうした中で、自治体も大変厳しい状況におかれて、そして特に近年ご存じのように、アメリカ発の百年に一度といわれるような世界の経済不況、また日本においても戦後最大といわれる経済不況の中で、今までどおりのことをやっていたのでは、やはり立ちゆかな

い。そういう時代に来ているとそのように考えています。

そうしたことから、やはり改革すべきものは、改革すべきであると考えたわけでありませぬ。

そうしたかたちで、オグナほたかスキー場におきましても、ご存じのように指定管理者を今シーズンお願いしたわけではありますが、この不況の中で、しかもどこのスキー場もあるいは全体的に客数が減っている中で、ありがたいことに、この片品村全体においては、対前年100%を超えております。その一番要因は、なんといってもオグナほたかスキー場に圧倒的にお客さんが、増えているということでありませぬ。

やはりこれからの時代は、まず自己決定、自己責任、自己負担が求められる時代でありますから、まず決定については、最善の方法をとっていくことが、大切だとそのように考えております。

今回の尾瀬ロッジの指定につきましても、これが最善の方法だと考えておりますし、そしてまた質問にありますように、これから少しでも多く村民の期待に応えられるような、要望事項にも積極的に取り組んでいきたいと考えておりますので、議員の皆様には、是非ともご理解をいただきまして、ご指導、ご協力をお願いしたいと思っております。

議長（萩原日郎君） ほかに質疑は、ありませんか。

5番（笠原耕作君） はい、議長。

議長（萩原日郎君） 5番 笠原耕作君。

5番（笠原耕作君） はい、5番。

村長に再度お伺いいたします。

今、議案については、再度の提案ということでありませぬ。

こういった相手先のあるような事柄については、あくまでも慎重に提案をしていただきたい。こういったことが繰り返されるというようなことについては、相手先に対しても大変失礼なことだと思っております。

今後は、こんな拙速な考え方ではなくて、慎重な上にも慎重さを持っていくという考えをお示しくください。

お願いします。

議長（萩原日郎君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

笠原耕作議員の質問に答えさせていただきます。

確かに、言い換えれば、先ほど申し上げましたように、売却を考えていたわけですが、

それが無理であり、そして指定管理者制度を取り入れたわけであります。

そうした中で、やはり新しい取組をするということは、多少の波風はありますが、今回の場合は、大変反省する部分もあります。したがって、これからそういった議員さんから出された意見は、十分に尊重して、そして対応していきたいと考えておりますので、是非ともご理解をお願いしたいと思っております。

議長（萩原日郎君） ほかに質疑は、ありませんか。

2番（星野千里君） はい、議長。

議長（萩原日郎君） 2番 星野千里君。

2番（星野千里君） はい、2番。

ちょっとお聞きしたいんですけども、尾瀬ロッジというのは、前の定例会にも質問させてもらったんですが、環境という、もちろん村・県・国で尾瀬ロッジというのは、本当に尾瀬サミットの中心でもあるし、全国に発進する基地でもあるし、片品の環境を考えてこれから片品の経済を、そこを尾瀬ロッジを基地としての、発信基地と捉えているんですが、庁内の課長さんたち、村長さん、それからもちろんアリス工業の会社が、良い悪いという問題ではなくて、役場としてこれから今後環境発信基地としての捉え方を尾瀬ロッジに大変重要な任務だと思うので、是非お考えをお聞かせください。

議長（萩原日郎君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

星野千里議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどもお話しさせていただきましたが、やはり尾瀬ロッジは、尾瀬林業を始めとする山小屋組合の皆様方ともやはりうまくやっていけなければならないわけでありまして。

そうした中で、山小屋組合とも尾瀬の自然を守りながら、十分な運営ができると確信をしているものであります。

また、2年前に尾瀬が国立公園になった8月30日に、あそこに宿泊して、そして尾瀬サミットが開かれたのは、ご存じのとおりだと思います。

その時、私も始めて尾瀬ロッジに、尾瀬サミットに参加するとともに宿泊をいたしました。その時にこれがやはり官の仕事かとかっかりする部分がありました。即、それに対しては、指示をして「ここはこう変えなさい。」とそうしたかたちで取り組んできたわけですが、やはり民間の活力あるいは民間のノウハウを入れてやるのが、私は重要であるとそう考えておりますし、もちろん今千里議員の言われたことも十分に考慮して、必ずやオグナほかと同様に指定管理者にして良かったと、そういう理解を得られる

ことは、そう遠くないと確信をしておりますので、是非ともご理解をお願いしたいと思います。

議長（萩原日郎君） これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） これで討論を終わります。  
これから、議案第45号、指定管理者の指定について、を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第45号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

## **日程第5 議案第46号 平成20年度片品村一般会計補正予算（第4号）について**

議長（萩原日郎君） 日程第5、議案第46号 平成20年度片品村一般会計補正予算（第4号）について、を議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
村長 千明金造君。  
（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。  
議案第46号 平成20年度片品村一般会計補正予算（第4号）について、提案の説明を申し上げます。  
既定の予算総額に2億7,501万4,000円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ3億7,401万4,000円にお願いするものでございます。  
今回の臨時補正は、国の補正予算及び関連法案が成立したことにより、定額給付金や地域活性化・生活対策臨時交付金を活用するための補正予算であります。  
繰越明許費につきましては、村道や簡易水道施設の整備及び除雪機の購入など、別表2

のとおりとなっております。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原日郎君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

7番（星野侃三君） はい、議長。

議長（萩原日郎君） 7番 星野侃三君。

7番（星野侃三君） はい、7番。

定額給付金について、保健福祉課長にお伺いします。

保健福祉課長には、大変1年生議員の私たちに、細かい説明やら本当にありがとうございました。最後の質問になりますけれども、定額給付金についてお伺いいたします。

定額給付金ですけれども、私この前も言ったんですけれども、先ほど振込みという原則と申しましたけれども、花咲は、場所が悪い所です。是非ですね、配ることはできないんでしょうか。できれば配っていただきたいんですけれども。

税金というのは、滞納すれば取りに来ます。くれるほうは、取りに来てくれ。車のない人は、バスで取りに来ると大変時間がかかるので、取りに来てくれというんじゃなくて、やさしい村ということで、是非配れるようでしたらお願いいたします。

議長（萩原日郎君） 定額給付金については、総務課の担当ですので、総務課長に答弁をいただきたいと思います。

総務課長 星野一君。

総務課長（星野準一君） 星野議員のご質問でございますけれども、定額給付金について、配ることができないかということでございますが、本事業につきましては、国、総務省がこれを指導して行っているわけでございます。この総務省の指導に基づいて、村でもこれに沿ってその事務作業を含めて最終的に支給できるように進めているわけでございます。

その中の支給方法について、国は口座振込をということで、指導をできておりましたので、まずは村としましても、それを第一義的に採用させていただいたわけでございます。

以下、それぞれの地方自治体あるいはその支給について、地域社会あるいは地域住民に与える影響等も含めて、それぞれの考えがあって、現金給付等の方法をとる自治体もあるわけでございますが、片品村につきましては、いずれにしても、なるべく早く速やかにこの交付金について、住民の皆様へ支給したいということを中心に考えまして、国の指導する振込みで一日も早くということをその主眼において、これを進めているところでございます。

そういう中で、見方、考え方によっては、現金給付の意義もございますので、そういったご指摘もあるわけですが、今回そういう考えの基に、現在その手続きを進めており、また既に支給については、その振込みの具体的な事務作業も今進みつつある中でございますので、これから現金給付をとということに関しましては、なかなか小回りを利かせづらい部分もございますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、現在のところ約80数%の世帯の方から申請をしていただいております。言い換えますと残りが、20%弱ということございまして、この方に現金給付をとということでございますが、なかなか小回りも利かせづらい部分もございますので、もう少し今の申請、口座振込を行わせていただいて、最終的な支給率を100%に持って行きたいわけでございますけれども、最後の残り少ない世帯になった時に、その状況等を含めて、今後その辺の支給方法について、検討をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（萩原日郎君） ほかに質疑は、ありませんか。

5番（笠原耕作君） はい、議長。

議長（萩原日郎君） 5番 笠原耕作君。

5番（笠原耕作君） はい、5番。

保健福祉課長にお伺いします。

長い間の奉職、大変ご苦労様でございました。

本補正に係わらず、今後の村に対して保健福祉のあり方に、何か一言ありましたらお答えをお願いします。

議長（萩原日郎君） 保健福祉課長 桑原和一君。

保健福祉課長（桑原和一君） 大変難しい質問をいただきました。

今、福祉の分野では、地方分権ということで、すべてのサービスが、その地域で目の届くところで、サービスを提供しなさいということになっております。障害者福祉が一番顕著であるわけですが、そういったことで、すべて責任は、村の段階に降りきております。

あわせて介護保険制度、制度として平成12年度から運営されておまして、制度は定着しております。

そういった中で、サービス提供をしていくわけですが、なかなか小規模なところでは、サービス基盤が脆弱ということで、どうしても人口の多い大きな所にサービス提供の基盤をお願いするようなことになっております。

また、医療関係におきましても、老人医療制度から後期高齢者医療制度ということで、お年寄りから新たに保険料を頂戴するというような、非常に厳しい内容の制度になってい

るわけですが、いずれにしても、村としては、村民の皆様安心して村で生活できるという体制作りということで、今後も邁進していかねばならないと思います。

そういったことで、また次の保健福祉課長さんにも骨を折っていただくつもりでありますので、よろしくをお願いします。

議長（萩原日郎君） 次に、9番 萩原一志君。

9番（萩原一志君） はい、9番。

定額給付金についてであります、質問事項が税のことになりますので、住民課長にご質問をしたいと思っております。

その前に、住民課長におかれましては、この3月に定年を迎えられるということで、長年に渡り村の発展、また村民生活の安定にご尽力をされましたことに敬意を表する次第であります。

また、退職後も健康にご留意されて、更にご活躍をされることをお祈り申し上げます。質問に移らせていただきます。

定額給付金が、これから支給されるわけですが、この定額給付金は課税対象になるのか。また、非課税なのかということであります。

これは、定額給付金を1人にしてみると、お年寄りは2万円とあるわけですが、ちょうど所得税の対象あるいは扶養家族等の対象になるちょうどぎりぎりの線にいる方が、これが所得として見なされたり税対象になると、その2万円を貰うことにより、更なる課税が加算されるということが、予測されるわけであります。

そうするとその狭間にある人は、貰わなかったほうがいいのではないかとということに、来年度からの課税にまたいでいくのかな。

この部分に関しましては、同じく国民健康保険等の所得割に関しても、その狭間にあるところの人が、世帯主が2万円を貰うことによって、一段階上の加算基準になるとしたら、これはかなりの負担になるわけであります。

この辺を住民課長、課税対象か非課税なのか。それから所得加算の問題について、お答えをお願いいたします。

議長（萩原日郎君） 住民課長 桑原正典君。

住民課長（桑原正典君） ただいまの定額給付金が、課税対象になるかというご質問でございますが、この関係につきましては、スタート時点が、定額減税が基になっておりまして、この制度が確立したということであります。

そのようなことから定額給付金については、税法上の取扱いは、非課税であるということで、私も認識をしておりましたが、再度確認の意味で沼田税務署にも確定申告等があったものですから、その時に問い合わせをしました。



税務署の回答でありますと、非課税ということになっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

9番（萩原一志君） はい、議長。

議長（萩原日郎君） 9番 萩原一志君。

9番（萩原一志君） はい、9番。

所得加算のことは、どうなりますか。所得としては非課税だけれども、加算されるということは。

議長（萩原日郎君） 住民課長 桑原正典君。

住民課長（桑原正典君） 加算されないということ。

普通の状況ですと定額減税ということが、そもそも始まっていたんですけれども、それが定額給付金というかたちになってきたということ。所得の低い人にもということになったということで、課税されないということでもあります。

9番（萩原一志君） 分かりました。

議長（萩原日郎君） 次に、6番 大竹文夫君。

6番（大竹文夫君） はい、6番。

都合、3点ほど質問をしたいと思います。

1点目、定額給付金に関して、先ほど侃三議員からも出された質問に関連してですね、8月まで時間があるということで、100%を目指したいということですが、これは灯油の件でも出たことなんですけれども、まず村の視点が、どこにあるのかということ。

これがきたらやはり最も村の中で、このように申請主義でなかなか出にくいという方に、どう最初に村からやっていくのか、やりやすくしていくのかというのが、国の指示とかそういうことじゃなくて、やっぱり自主自立で。

この記事ですと、川場村の村長がこう述べています。「沼田市と合併せず、自主自立の道を選んだ団結力の強い川場村だからこそ、実現できる住民サービス」このように述べております。

したがって、自主自立としてやっていくからには、村で最も弱い立場にあるお年寄りや身体の不自由な方に一刻も早く定額給付金を届けるという、この視点が最も大切じゃないかというふうに、私は思うんですが。

この点、やっぱり村長、例えば3月7日に一斉に申請受付を時間外手当まで出してやったわけですが、もうちょっと工夫あってしかるべきではなかったかというふうに思うんですが、その点について、これは村長のお考えを、是非お聞かせ願いたいということが一つです。

それから補正予算の10ページですね、地域作り事業ということで基金を5,200万円積立てるということでして、これは確か説明会では、総務課長が21年度云々というふうにおっしゃっていたんですけれども、このような基金を積立てて、じゃあどういう趣旨で使いたいのかということの積極的、かつ、時間をおかない早い事業の実施が必要だと思うんですが、その点についても村長のお考えを、基金を積立てるのは結構ですけれども、これをどういう趣旨で、どういつ頃使う、どのようなかたちで使いたいのかということ、村長にお伺いしたいということです。

それからもう一つ、1億7,000万円余り予定しないお金が入ったということですが、これは大切に使うという意味で、例えば簡易水道事業への繰出しはあるんですが、私はやっぱり下水道事業についての重点配分を、是非今後お願いしたいと思っているんですが、その点についての村長のお考えをお願いします。

よろしくをお願いします。

議長（萩原日郎君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

定額給付金の関係につきましては、新聞等でご存じのように片品村としては、群馬県内でも積極的に早くから取り組んできたつもりであります。

また、職員の残業手当という言葉も出たわけですが、これはご存じのように、そうした費用は、国だから良いということではありませんが、すべて国から支給されるものであるということ、是非ご理解をしていただきたいと思います。

そしてただいま言われたような配布が、可能かどうかということについては、これは担当課長のほうから説明させます。

この基金の積立関係であります、これは何故これだけの額を今回基金に積んだかといいますと、この関係については、前にも少し説明をさせていただいたかもしれませんが、できる限り地域の要望事項を取り入れ、これを使いたいということで、21年度に基金として、そして当然その短い時間の中で、どれとどれをとというのは大変な作業になりますので、これから住民の要望事項なりを精査した中で、それにこの金の大半を充てたいという考えでありますので、是非ご理解をしていただきたいと思います。

議長（萩原日郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原日郎君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原日郎君) これで討論を終わります。

これから、議案第46号 平成20年度片品村一般会計補正予算(第4号)について、  
を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原日郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 平成20年度片品村一般会計補正予算(第4号)について  
は、原案のとおり可決されました。

#### **日程第6 議案第47号 平成20年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号) について**

議長(萩原日郎君) 日程第6、議案第47号 平成20年度片品村簡易水道事業特別会  
計補正予算(第4号)について、を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第47号 平成20年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について、  
提案の説明を申し上げます。

既定の予算総額に2,846万円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ1億4,492万  
5,000円にお願いするものであります。

歳入につきましては、地域活性化・生活対策臨時交付金に係る一般会計繰入金の増額で  
あります。

歳出につきましては、地域活性化・生活対策臨時交付金事業として、水道水の安定供給  
と維持管理に必要な管路図作成委託等と監視システムの更新の増額です。

あわせて今回の補正予算につきましては、年度内の予算執行が困難なことから繰越明許費  
設定を行うものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原日郎君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑は、ありませんか。

6番（大竹文夫君） はい、議長。

議長（萩原日郎君） 6番 大竹文夫君。

6番（大竹文夫君） はい、6番。

前に簡易水道に関しましては、村内でメーターも付けない状態で使っている方がいて、その方との間でいろいろ話し合いといたしますか、村としての対策が進んでいるということがあって、例えばその場合、水道管の付設がどの路線にあるのか、どこの場所にあるのかということが分からなくて、村として対応が直ぐできないでいるということと言われたんですが、この管理のための960万円余りの予算というのは、そのこととも関係するといふふうに考えていいのでしょうか。

お願いします。

議長（萩原日郎君） 農林建設課長 桑原健一郎君。

農林建設課長（桑原健一郎君） ただいまのご質問でありますけれども、先ほど大竹議員さんがおっしゃられましたように、料金を貰えないということで、今調査しているところでありますけれども、何せ職員の中だけでは、対応できないということで、これが整備されることにより、どこをどういうふうに通っているかということが明確になりますので、その辺についての対策の一助になると考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（萩原日郎君） ほかに質疑は、ありませんか。  
（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原日郎君） これで討論を終わります。

これから、議案第47号 平成20年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原日郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号 平成20年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決されました。

### **日程第7 字句等の整理委任について**

議長(萩原日郎君) 日程第7、字句等の整理委任について、を議題とします。

お諮りします。

本臨時会で議決された事件について、その字句及び数字等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原日郎君) 異議なしと認めます。

したがって、字句及び数字等の整理は、議長に委任することに決定しました。

議長(萩原日郎君) これで本日の日程は、全部終了しました。

以上で会議を閉じます。

平成21年第3回片品村議会臨時会を閉会します。

午後 零時15分 閉会